

第2次佐野市生涯学習推進 後期基本計画（案）

「私」の学習から始まる

参画と協働



佐野ブランドキャラクター
さのまる ©佐野市

令和8（2026）年3月

栃木県佐野市

【生涯学習とは】

生涯学習とは、人々が、生涯のいつでも、どこでも、自由に行う学習活動のことです、学校教育や、公民館における講座等の社会教育などの学習機会に限らず、自分から進んで行う学習やスポーツ、文化芸術活動、趣味、ボランティア活動などにおけるさまざまな学習活動のことをいいます。生涯学習は、自己の充実・啓発や生活の向上等のため、必要に応じて、各人が自発的意思に基づき、自己に適した手段・方法により行われており、その内容は文化芸術活動やスポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動から、職業や資格に関する学習、趣味等の習い事など、多岐にわたります。

さらに、佐野市においては、生涯学習のもう一つの側面である自己の充実とともに、人々が地域で学びあい支えあって、佐野市をよりよいまちにしようとすることが重要であると考えています。そのため、「『私』の樂習※から始まる参画と協働」というキャッチフレーズのもとに「第2次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画」、「第2次佐野市生涯学習推進中期基本計画」を策定、推進してきました。「第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画」においても、この側面を重要視しています。

※「楽しく学習する」という意味の造語です。「樂」は「ラク」という意味ではなく、「本当の楽しさ」という意味を持っています。生涯学習は個人の自発的意思による自由な活動であり、これを楽しく行うことを佐野市では「樂習」と表現しています。

練習と参画のまち佐野をめざして



佐野市長 金子 裕

作成中

目 次

I	後期基本計画策定にあたって	1
1	計画の方針	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
II	施策体系	3
1	体系化の目的	3
2	体系化の視点	3
3	分類について	3
4	施策体系図	4
III	施策体系に基づく方策と成果指標	6
1	まちづくりへの参画・協働を支援します	6
(1)	郷土愛を育み、ふるさとを守る活動を支援します	6
(2)	社会の課題の解決に取り組む学習活動を支援します	7
(3)	少子高齢社会への対応を図ります	9
(4)	安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります	10
(5)	すべての人にやさしい社会の実現を図ります	11
(6)	環境にやさしい社会の実現を図ります	12
(7)	シニア世代の地域デビューを推進します	13
(8)	市民参加による自立したまちづくりを支援します	14
2	子育て・青少年のまちづくりを推進します	15
(1)	子育て仲間づくり活動を支援します	15
(2)	家庭教育の推進と地域教育力の向上を推進します	16
(3)	青少年の参画活動を推進します	18
(4)	地域子育て資源の活用を図ります	19
(5)	市民・学校・行政の協働を推進します	20
(6)	子どもの居場所づくりに取り組みます	21

3 幅広い生涯学習を支援します ······	22
(1) 市民研究活動の促進と高等教育・行政機関との連携を図ります ······	22
(2) スポーツ・健康・趣味・教養分野における仲間づくり活動を推進します ······	23
(3) 生涯学習施設の充実と有効活用を図ります ······	25
(4) 学習情報提供・相談事業を充実します ······	26
(5) 多様化する学習ニーズに対応した学習機会を提供します ······	27
(6) 学習成果を生かした活動を充実します ······	28
(7) 生涯学習を総合的に支援する体制を充実します ······	29
IV 計画の推進 ······	30
1 計画の推進体制 ······	30
2 計画の進行管理 ······	31
参考資料	
1 第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画策定の経緯 ······	32
2 第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画の策定にかかる施策の方向性についての諮問・答申 ······	33
3 佐野市生涯学習推進協議会条例 ······	39
4 佐野市生涯学習推進協議会委員名簿 ······	40
5 佐野市生涯学習推進本部設置要綱 ······	41
6 「樂習と参画のまち佐野」都市宣言 ······	45

【本計画とSDGs】

第2次佐野市生涯学習推進基本構想では、基本理念の一つとしてSDGsに関する、次のように記載しています。

「広い視野から見た地球や人類の課題も、人として学ぶべき重要な課題です。そして、生涯学習活動は、『持続可能な社会形成活動』の入り口として位置づけられます。

2015年9月、国連サミットで、『持続可能な開発目標』(SDGs：エスディージーズ=Sustainable Development Goals)が、2016年から2030年までの国際目標として採択されました。そこでは『世界を変えるための17の目標』が示され、さらには、普遍的な目標として『誰も置き去りにしない』という約束が掲げられています。

持続可能な社会開発とは、第2次佐野市総合計画基本構想が基本目標とするそれとのまちづくりと一致するものであり、本生涯学習推進基本構想・基本計画がめざす社会形成と一致するものあります。とりわけ、生涯学習活動における『学び合うまちづくり』は、『持続可能な社会開発』のためには欠かせない活動になると考えられます。

生涯学習による自己の充実と他者との『学び合い支え合い』は、市民の社会的視野を拡大し、個人完結型から社会開放型の問題解決志向への転換を促します。その転換は、多様な価値の共存、共生のためには、欠くことのできない転換なのです。

逆に言えば、本構想は、地球規模、人類規模の持続の『危機』に対して強い問題意識を持ち、これを『学び合うまちづくり』という『入り口』を通して、問題解決のための参画と協働へと進む市民の進展を期待して提唱するものです。

なお、『幅広い生涯学習活動』をするグループの中には、まちづくりには結びつかないような個人的な趣味・教養のものもあります。しかし、それがまちなかで開かれて行われる限り、『多様な価値』の共存を追求するものであり、『相手を排除しない居場所』の担い手を育てるものであり、ひいてはSDGsが求める『持続可能な社会開発』につながるものであると考えます。その意味からも、『幅広い生涯学習活動の活性化』については、佐野市生涯学習推進において今後も追求すべき課題ととらえられるのです。」

本計画では、SDGsのゴールのうち次の3つを主な目標とします。



後期基本計画

I 後期基本計画策定にあたって

1 計画の方針

第2次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画では、「『私』の樂習から始まる参画と協働」をメインテーマとして、社会形成活動のための入り口として学習が行われ、それが「まちづくり」として発展していく、ほかのまちづくりへの参画と協働に関わっていくことを目指してきました。

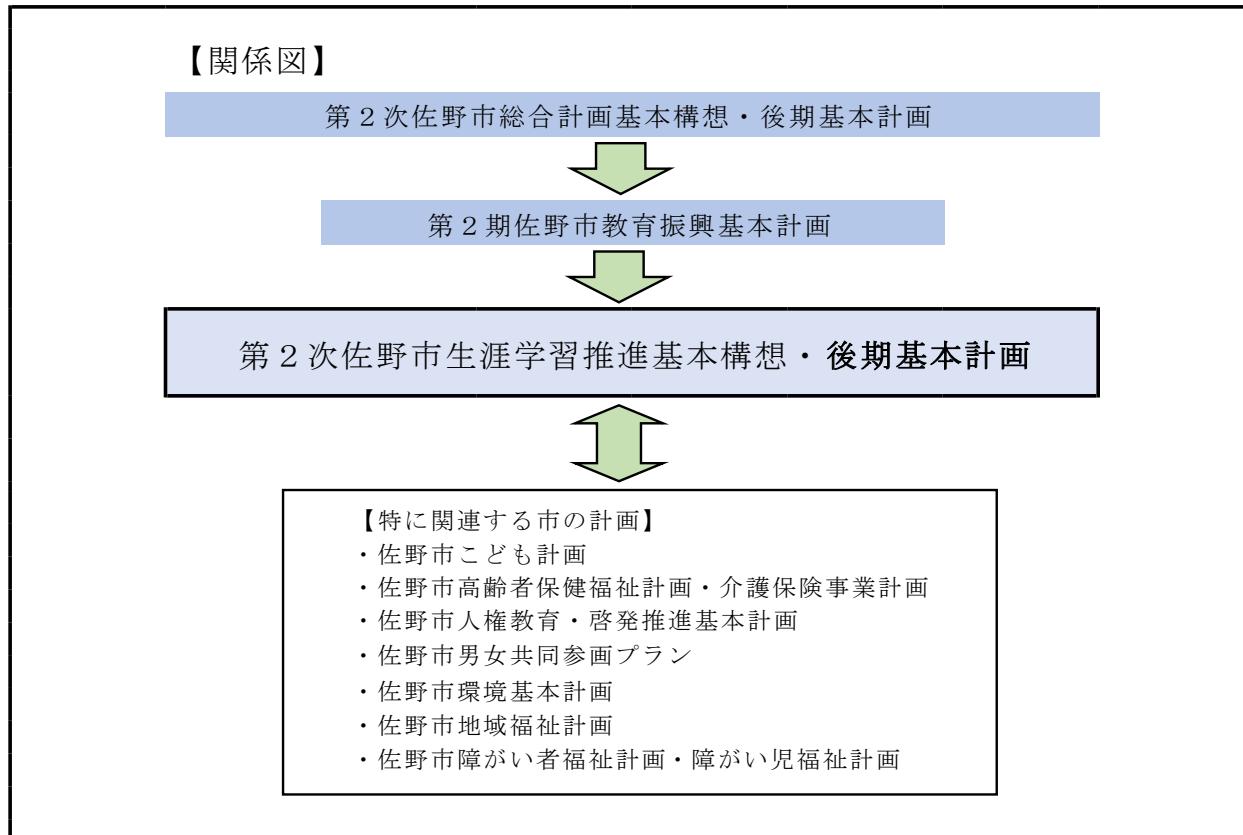
また、生涯学習施策を体系化して方向性を示し、市民の生涯学習を具体的に支援していくための事業をそれぞれの体系に位置付け、市民参画による生涯学習の推進を図ってきました。

中期基本計画では、前期基本計画を踏まえ、令和元年東日本台風被害や新型コロナウィルス感染症の感染拡大などによる社会情勢の変化を考慮し、「シニア世代の地域への参画」や「I C T (Information and Communication Technology の略、情報及び通信に関する技術の総称)を活用した生涯学習」を政策体系に取り入れ、生涯学習によるまちづくりのさらなる推進を図りました。

後期基本計画では、新型コロナウィルス感染症の5類移行に伴い、人々の生活が以前のものに戻り、中止・縮小となっていたイベントが再開されている現状などを勘案して、今後取り組むべき施策を検討し、さらなる生涯学習の推進を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は上位計画である第2次佐野市総合計画基本構想・後期基本計画の教育関係分野及び第2期佐野市教育振興基本計画の内容を受けた個別計画の一つです。



3 計画の期間

第2次佐野市総合計画については平成30(2018)年度から令和11(2029)年度までの12年間の計画となり、第2次佐野市生涯学習推進基本構想については令和元(2019)年度から令和11(2029)年度までの11年間となっています。

第2次佐野市生涯学習推進基本計画については前期3年間、中期4年間、後期4年間の3段階で推進を行っていくものです。本計画は令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とします。

年度（西暦）	H30年度 (2018年)	R1年度 (2019年)	R2年度 (2020年)	R3年度 (2021年)	R4年度 (2022年)	R5年度 (2023年)	R6年度 (2024年)	R7年度 (2025年)	R8年度 (2026年)	R9年度 (2027年)	R10年度 (2028年)	R11年度 (2029年)
第2次佐野市総合計画												

第2次佐野市総合計画（12年）

第2次佐野市生涯学習推進基本構想												

第2次佐野市生涯学習推進基本構想（11年）

第2次佐野市生涯学習推進基本計画												

前期基本計画3年

中期基本計画4年

後期基本計画4年

図1 第2次佐野市総合計画と第2次佐野市生涯学習推進基本構想・基本計画の期間

II 施策体系

1 体系化の目的

本計画のメインテーマである「『私』の楽習から始まる参画と協働」を効果的に推進していくために、行政が取り組むべき施策の方向やその具体的方策を明らかにし、それらの統合化・総合化を図り、適切で効果的な施策を進めるために体系化を行います。

2 体系化の視点

本計画は、行政が市民に提供する学習機会を、内容の面で総合的・体系的に把握するために、3つの視点を設けています。

- ① 「まちづくりへの参画支援」を整理する視点
- ② 「子育てのまちづくりの支援」を整理する視点
- ③ 「幅広い生涯学習活動の活性化」を整理する視点

なお、体系化を進めることによって個別に分類された諸施策・諸事業のうち、特に重要なものについては、全庁を挙げて取り組む3つの生涯学習推進重点プロジェクトとして位置付けます。

- ① シニア世代向け講座充実事業
- ② 子育てのまちづくり支援事業
- ③ 学習・参画活動拠点連携推進事業

3 分類について

施策体系では大分類・中分類・小分類という形で、3つのレベルに分け、設定します。各レベルについては以下のように位置付けします。

大分類（施策目標）	体系を構成する3つの施策目標を、大分類というレベルに位置付けします。
中分類（施策の方向性）	施策目標となる3つの柱（大分類）に、現在実施している事業及び今後実施すべき事業を分類し、さらに課題別に整理し、施策のdirection性を具体的に例示したものです。
小分類（具体的方策）	施策のdirection性（中分類）に従った形で、事業推進のdirection性を示した諸施策や、具体的な内容を伴った諸事業を分類し、さらに課題別に整理し、例示したものです。

4 施策体系図

総合計画の
将来像

水と緑にあふれる北関東のどまん中
人と地域が輝く交流拠点都市

施策目標
大分類

中分類

推進計画
メインテーマ

「私」の学習から始まる参画と協働

1 まちづくりへの参画・協働を支援します

- (1)郷土愛を育み、ふるさとを守る活動を支援します
- (2)社会の課題の解決に取り組む学習活動を支援します
- (3)少子高齢社会への対応を図ります
- (4)安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります
- (5)すべての人にやさしい社会の実現を図ります
- (6)環境にやさしい社会の実現を図ります
- (7)シニア世代の地域デビューを推進します
- (8)市民参加による自立したまちづくりを支援します

2 子育て・青少年のまちづくりを推進します

- (1)子育て仲間づくり活動を支援します
- (2)家庭教育の推進と地域教育力の向上を推進します
- (3)青少年の参画活動を推進します
- (4)地域子育て資源の活用を図ります
- (5)市民・学校・行政の協働を推進します
- (6)子どもの居場所づくりに取り組みます

3 幅広い生涯学習を支援します

- (1)市民研究活動の促進と高等教育・行政機関との連携を図ります
- (2)スポーツ・健康・趣味・教養分野における仲間づくり活動を推進します
- (3)生涯学習施設の充実と有効活用を図ります
- (4)学習情報提供・相談事業を充実します
- (5)多様化する学習ニーズに対応した学習機会を提供します
- (6)学習成果を生かした活動を充実します
- (7)生涯学習を総合的に支援する体制を充実します

小分類

- 1(1)①ふるさとについて学び、地域文化に関する学習を充実します
②伝統行事や文化財の保護・活用を推進します
③観光資源に対する理解を深め、おもてなしの心を育みます
- (2)①参画活動を進めるための学習を充実します
②地域で活躍する人材を育成します
- (3)①異世代間の交流を促進します
②高齢者への学習支援を充実します
- (4)①災害に備えるための学習や活動を充実します
②事故や犯罪をなくすための学習機会を充実します
- (5)①人権を尊重する心を育てる学習・相談機会を充実します
②男女共同参画社会を実現するための学習・相談機会を充実します
③多様性を尊重し、人材を育む社会教育を推進します
- (6)①環境を守る学習機会を充実します
②自然環境の保全や生態系への関心を高めます
- (7)①高齢者の生きがいづくりを支援します
②高齢者の地域活動参画を支援します
- (8)①市民と協働した地域づくりを推進します
②市民参画・協働についての情報提供や学ぶ機会を充実します

重点プロジェクト

シニア世代向け
講座充実事業

- 2(1)①子育てにかかわる人たちの交流を支援します
②子育てに関する学習・相談機会の充実を図ります
- (2)①家庭教育の支援・充実を図ります
②地域ぐるみの子育て活動を支援します
- (3)①青少年の交流機会を充実します
②青少年による地域ボランティア活動の充実を図ります
- (4)①子どもの地域活動を支援します
②地域の人材・施設・自然等の子育て資源を再発見し、活用を図ります
③学校部活動の地域展開を支援します
- (5)①生涯学習の基礎をつくる学校教育を充実します
②家庭・学校・地域の連携・融合を進めます
- (6)①子どもたちの居場所づくりを支援します
②新たに居場所を創り出す人材を育成するための支援を図ります

子育ての
まちづくり
支援事業

- 3(1)①高等教育機関との連携を図ります
②他自治体や民間団体との連携を図ります
- (2)①健康づくりのための学習と仲間づくりを進めます
②生きがいや新たな出会いの場をつくるための学習機会を充実します
- (3)①生涯学習施設の機能を高め、活用を促進します
②生涯学習資源の活用を図り、連携に努めます
- (4)①学習情報の提供を充実します
②学習相談体制を整えます
- (5)①学習ニーズを把握し、現代的課題に対応する学習を充実します
②I C Tを活用した新しい学習機会を提供します
- (6)①学習成果を発表する機会を充実します
②学習成果を生かした活躍を支援します
- (7)①全庁的な生涯学習推進体制を充実します
②生涯学習に関する普及・啓発・情報提供に努めます

学習・参画活動
拠点連携推進
事業

Ⅲ 施策体系に基づく方策と成果指標

1 まちづくりへの参画・協働を支援します

(1)郷土愛を育み、ふるさとを守る活動を支援します

高齢化やライフスタイルの多様化が進む中で、自分たちが暮らす地域を深く知り、郷土愛を育むことは重要になってきています。ふるさとについて学び、地域の個性を生かした文化芸術活動の振興を支援します。そして、広域的な交流によって地域間の相互理解を深め、生涯学習資源の共有化を図ります。

【具体的方策】

①ふるさとについて学び、地域文化に関する学習を充実します

地域文化を守り、市民の文化芸術活動に対してさまざまな支援を行うとともに、伝統文化に親しむ機会や、優れた芸術文化に接する機会の充実を図ります。

②伝統行事や文化財の保護・活用を推進します

地域の文化財や伝統芸能、伝統行事について、市民が積極的に伝承し、人材の発掘や養成を行う機会を充実します。

③観光資源に対する理解を深め、おもてなしの心を育みます

地域の人々の暮らしや文化、人との交流、地域産業の体験など、地域住民と共に鳴るすべての行為、空間、雰囲気、環境、施設など、あらゆる観光資源に対する認識を深め、地元に愛着を持つもらうとともに、「おもてなしの心」を育てる機会を充実します。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 学校訪問事業等実施数（芸術家派遣事業）	13 校	15 校
② 佐野市の歴史上の人物や文化財・郷土などを知っている市民の割合	94.4%	95.0%
③ 観光ボランティアガイドの派遣人数（延べ人数）	118 人	155 人

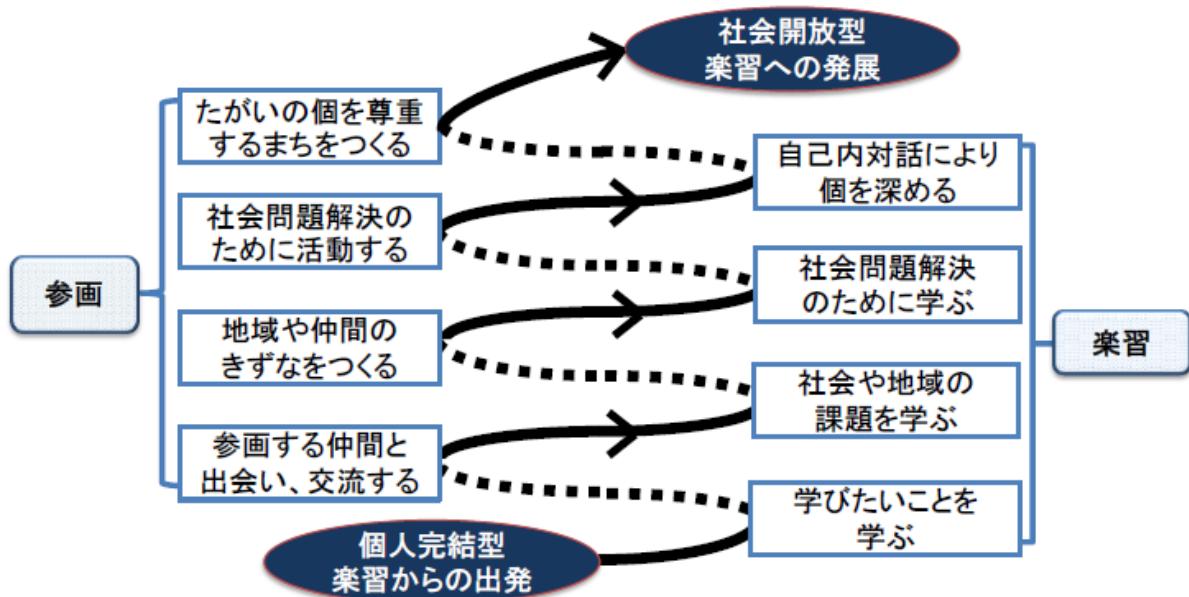
(2)社会の課題の解決に取り組む学習活動を支援します

本計画は、市民が社会問題に取り組む姿勢を持つことの重要性を認識し、コミュニティ形成・青少年育成・人権尊重・地域環境保護・地域産業活性化などのための「社会的必要としての学習や活動」を振興するための施策を重視します。

市民はボランティアの心を持って、現代社会が必要とするまちづくり活動、生涯学習活動などに参加しています。「参画」とは、単に「参加」するだけではなく、計画から実施、評価に至るまで主体的にかかわる行為です。

このような参画活動の中で生まれる「学び」や、参画活動をするために行われる「学び」は、地域の中で人ととのつながりを育みます。また、社会や地域とかかわりながら学習していくことは、地域で活躍する人材を発掘し、育成することにもつながり、楽習による「学びあいと支えあい」と参画による「まちづくり活動」は、市民一人ひとりの社会的なウェルビーイング（幸福感）を充実させるものといえます。

図2 社会問題解決のための
参画活動の発展過程



【具体的方策】

① 参画活動を進めるための学習を充実します

誰もが個性と能力を発揮しながら、心豊かに生きていくための意識の啓発や、自己実現、参画の推進にかかる講座を開催し、学習機会を提供します。

② 地域で活躍する人材を育成します

地域づくりの担い手となる指導者・リーダーを育成発掘していくための支援、研修を行うとともに、その能力を地域のさまざまな活動や問題解決に生かすため、人材情報の収集、提供を行います。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合	33.9%	36.0%
② 学習メニュー数	621 メニュー	670 メニュー
③ 生涯学習関連講座受講者数	23,193 人	24,000 人
④ 生涯学習ボランティア登録者数	311 人	360 人

(3)少子高齢社会への対応を図ります

少子高齢社会では、世代間の価値観の違い、子育て支援の在り方、若者の社会意識、高齢者の介護など多岐にわたる問題があります。そのため、世代を超えた心の交流と、青少年も含めた市民の参画活動が望まれます。

少子高齢社会における問題を解決するためには、異世代間の交流を進めるほか、子育て中の保護者が支援されるだけでなく、自分のできる範囲で、子育てしやすい環境づくりに参画できる条件を整備する必要があります。高齢者については、豊富な知識・技術・経験を地域で活かすための、活躍の場を提供することが重要です。また、子どもから高齢者まで生涯を通じて学べる学習内容や、学習機会の提供を推進します。

【具体的方策】

①異世代間の交流を促進します

人と人とのつながりを大切にし、生きがいづくり、仲間づくりの機会を提供するとともに、さまざまな事業を通じて異世代、同世代間の交流を図ります。

②高齢者への学習支援を充実します

健康で充実した生活を送れるよう、介護予防やレクリエーション活動、社会保障制度などについて学習する機会を充実します。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 三世代交流事業参加者数	809 人	1,000 人
② 社会参加をしている高齢者の割合	50.7%	64.2%
③ 老人福祉センタ一年間利用者数	83,788 人	100,000 人
④ 生きがいを持って生活している高齢者の割合	77.5%	83.5%

(4) 安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります

近年、全国各地で予期せぬ自然災害等による被害が発生しています。本市においても令和元年東日本台風の影響により甚大な被害を受けました。大規模災害の経験を踏まえ、あらゆる状況を事前に想定し、人的被害や経済損失を軽減しなくてはなりません。そのためには市や防災関係機関等による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根差した「自助」、地域コミュニティによる「共助」によって防災・減災に努めるとともに、災害への対応を迅速化する必要があります。

また、高齢者が特殊詐欺などの犯罪被害に遭うケースや、交通事故の当事者となることが依然として多いことから、地域において安心した生活が送れるよう、人と人とのつながりを生かし、事故や犯罪に巻き込まれない社会を築くことが重要です。

そこで、すべての市民が安全で安心して暮らせるよう、一人ひとりの学習や相談、地域における活動の機会の充実を図ります。

【具体的方策】

① 災害に備えるための学習や活動を充実します

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速に対応できるよう、日頃から「自らの命は自らが守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助」・「共助」の意識の啓発や、災害に備えるための活動、「防災」をテーマとした学習機会の充実を図ります。

② 事故や犯罪をなくすための学習機会を充実します

地域において安心した生活が送れるよう、事故や犯罪に巻き込まれないための学習や相談、地域における活動機会の充実を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 日頃から災害に対する備えをしている市民の割合	42.2%	59.0%
② 日常生活の中で防犯の面で安心した生活をしている市民の割合	39.2%	72.0%
③ 交通事故発生件数（暦年）	295 件	200 件

(5)すべての人にやさしい社会の実現を図ります

まちづくり活動においても、人権問題を正しく認識し、自らの課題ととらえ、理解を深めることは欠かせません。また、地域における人と人とのつながりの希薄化や、急速なグローバル化の進展など、市民を取り巻く環境が大きく変化し続ける中で、まちづくり活動という実践において、すべての市民がお互いに理解し、尊重しあい、ともに支えあいながら、個々の人権を尊重する地域社会の形成が重要です。

加えて、男性も女性も固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、いきいきと活躍できる地域を形成するとともに、性的マイノリティ（L G B T）の人権についても配慮しながら、性別にかかわりなくあらゆる分野に共同して参画し、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現することを目指します。

これらを実現するためには、基本的信頼に基づく人間関係を構築することが必要であり、そのための学習活動の充実や地域づくりを支援します。

【具体的方策】

①人権を尊重する心を育てる学習・相談機会を充実します

お互いの人権を尊重しあい、差別意識を解消していくことを目指し、市民一人ひとりが生涯にわたり人権に関する多様な学習や相談ができるよう、学習、啓発、相談機会の充実を図ります。

②男女共同参画社会を実現するための学習・相談機会を充実します

性別にかかわりなく誰もが個性と能力を発揮しながら社会に参画していくため、子どもから高齢者まで幅広く男女共同参画についての理解を深め、市民すべてで推進していくよう、学習・相談機会の充実を図ります。

③多様性を尊重し、人材を育む社会教育を推進します

多文化を理解しながら、積極的に交流を図ることを目指し、多世代を対象とした多文化共生に関する講座や日本語講座などの充実を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 日頃から人権を意識しながら生活している市民の割合	79.6%	84.0%
② 男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合（社会全体）	24.4%	29.0%
③ 国際交流事業に参加した人数	989人	1,200人

(6)環境にやさしい社会の実現を図ります

清らかな水と緑豊かな自然環境を大切にし、これからもその豊かな自然環境の中で住み続けるためには、環境学習を進めることができます。美しい自然、環境と調和したまちづくりを進めながら、豊かで誇れる自然を次の世代に引き継ぐ社会づくりが求められています。

市内では、さまざまな人々が環境保護をはじめとした多様な活動に取り組んでいます。この自然環境を大切にする心や意欲などを育むための取り組みをさらに支援し、より多くの市民に環境問題について考える機会を提供します。

【具体的方策】

①環境を守る学習機会を充実します

ゼロカーボンシティの実現に向けた、省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入などによる温室効果ガス削減、ごみの減量化などについての学習や、里山体験などの活動を通して、多くの市民に環境問題について考える機会を提供し、環境学習の充実を図ります。

②自然環境の保全や生態系への関心を高めます

森林や里山、水辺など、豊かな自然とのふれあい活動を通じ、自然環境を大切にする心を養うとともに、多様な生物環境への関心を高めます。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① カーボンニュートラルを理解している市民の割合	65.3%	80.0%
② 住んでいる地域が快適で住みやすいと感じている市民の割合	81.8%	84.0%
③ 3Rを実践している市民の割合	60.3%	62.5%

(7)シニア世代の地域デビューを推進します

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減っていく中で、地域の活力を維持していくためには、シニア世代が長い人生の中で培ってきた知識や技術、経験を活かして、地域社会を活性化していくことが必要です。

団塊世代を中心とするシニア世代は、仕事や家庭中心の生活から、地域中心の生活に変わっていきます。社会との接点を失うことなく第二の有意義な人生を送るとともに、豊富な経験を地域社会に還元していくことが望まれます。

シニア地域デビュー条例の趣旨を踏まえ、シニア世代が地域活動を行うために活かせる講座や、ＩＣＴ環境に対応できるようなシニア世代向けＩＣＴ講座などの充実を図ります。

【具体的方策】

①高齢者の生きがいづくりを支援します

人生100年時代を迎える中で、高齢者が仲間や生きがいを見つけ、健康でいきいきと地域社会で生きていくために、生きがいづくりとなる学習や相談機会を充実します。

②高齢者の地域活動参画を支援します

高齢者が積み上げてきた知識・技術・経験を地域に還元していくための活動の場を提供し、さまざまな事業を通じた異世代、同世代間の交流を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① ふれあいサロンの年間参加人数	39,688人	35,850人
② 社会参加をしている高齢者の割合	50.7%	64.2%
③ 生きがいを持って生活している高齢者の割合	77.5%	83.5%
④ シニアデビュー講習会開催回数	20回	23回

(8)市民参加による自立したまちづくりを支援します

市民や町会をはじめとする各種団体等と行政の協働によるまちづくりや、市民参加の機会、コミュニティ活動の充実が必要とされる中、価値観の多様化やライフスタイルの変化などにより、地域における人と人とのかかわり合いが薄れています。

自立したまちづくりを進めていくためには、人と人との新しいつながり方としてのＩＣＴの活用等により、さまざまな団体の社会貢献活動が活性化されることが必要となります。また、練習教材をアーカイブ化して提供することにより、「いつでもどこでもだれでもなんでも」の生涯学習の実現に資することができる期待できます。

そのため、地域の活性化や市民参画・協働について、学習の機会を提供します。

【具体的方策】

①市民と協働した地域づくりを推進します

市民の生涯学習活動を支援することにより、市民活動のきっかけづくりを提供します。また、市民活動団体の学習活動を支援することにより、地域の活性化を図ります。

②市民参画・協働についての情報提供や学ぶ機会を充実します

広報などの、市ホームページ、市ＳＮＳ、市民活動センターホームページ等により、市民活動の情報提供や活動事例の紹介を行います。市民や職員に対する講演会や講座等を開催します。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 市と協働した事業数	125 事業	132 事業
② 市民参画・協働についての講座・研修会等 参加者数	293 人	350 人
③ 市民活動に参加している、もしくは参加したことがある市民の割合	64.2%	74.0%

2 子育て・青少年のまちづくりを推進します

(1)子育て仲間づくり活動を支援します

核家族化の進行やひとり親家庭が増加し、子育てをする親の孤立化、保護者の育児への不安が増す中、子育て中の保護者がP T A・子ども会育成会・子育てサークルなどを通した交流により、仲間を見つけ、支え合うことが必要になっています。育成会や地域社会で「仲間」と出会うことにより、実践的な「集団学習」が効果的に展開されます。

「わが子」のことから出発して、「子育てのまちづくり」への参画に至る過程は、自己の充実のための生涯学習が、まちづくりへの参画という実践へ発展する過程とも一致します。親子を孤立させないよう、地域社会におけるかかわりに加え、保護者同士が交流や学習、相談できる機会の充実を図ります。

【具体的方策】

①子育てにかかわる人たちの交流を支援します

子どもや保護者を孤立させないため、保護者と子どもがふれあい、一緒に楽しめる活動や、保護者同士のつながりを支援するための交流の場や学習機会の充実を図ります。

②子育てに関する学習・相談機会の充実を図ります

子育てや教育に関する相談体制や情報提供機会の充実を図ります。また、家庭教育に关心を持ち、理解を深めるための学習機会を提供し、子どもと子育て家庭を支援します。

【主な成果指標】

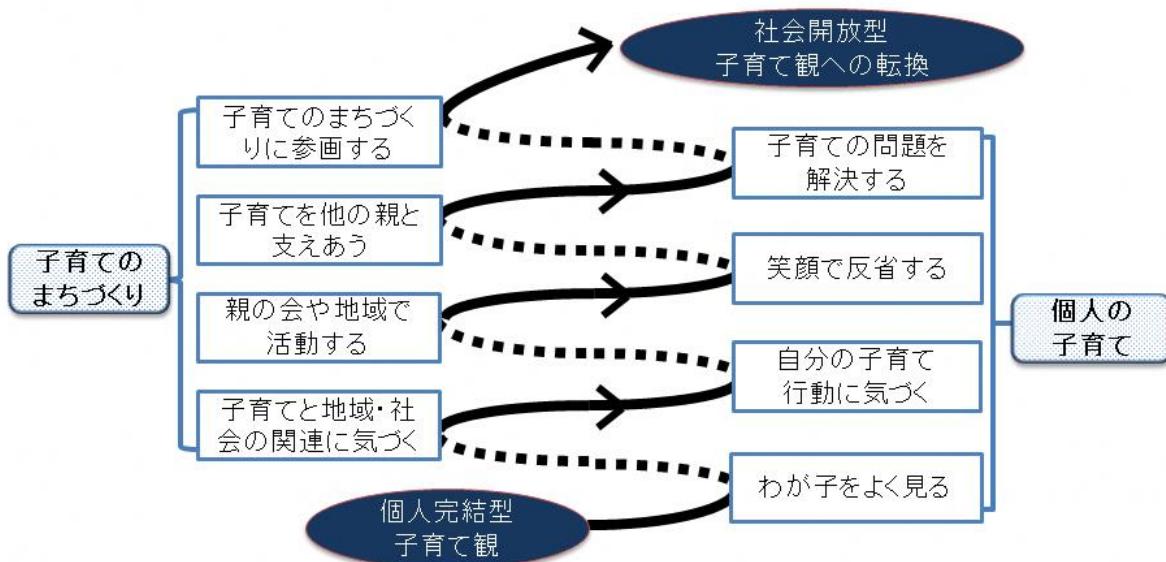
成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 子育てにかかわる講座参加者数	396人	1,180人
② 子育てハンドブック配布部数	5,500部	6,000部

(2)家庭教育の推進と地域教育力の向上を推進します

「子育てのまちづくり」のひとつとして、家庭教育の支援があります。子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまう傾向や、核家族化による身近な人から子育てを学ぶ機会の減少、地域とのつながりの薄さなど、家庭教育を支える環境は大きく変化しています。このような課題に対して、身近なつながりの中で家庭教育を支援することも重要です。保護者同士が交流しながら、子育てに必要な知識や技能などを学ぶ「親学習プログラム」の効果的な活用も重要なっています。

また、PTAや子ども会・育成会など、地域のさまざまな人々との活動を通して、地域の教育力向上を図ることも大切です。これらの「子育てのまちづくり」活動を支援します。

図3 個人の子育てから子育てのまちづくりへの発展過程



【具体的方策】

①家庭教育の支援・充実を図ります

すべての教育の出発点である家庭教育の重要性を認識するために、家庭教育を考える機会を提供し、啓発活動の充実を図ります。

②地域ぐるみの子育て活動を支援します

地域で行われる生活体験、社会体験など各種の交流事業を通して、家庭や地域の教育力向上を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 学校支援ボランティア登録者数（単年度）	1,133人	1,180人
② 学校安全支援ボランティア登録者数	421人	605人
③ ファミリーサポート会員数	1,040人	1,000人

(3)青少年の参画活動を推進します

青少年の地域活動への参加は減少傾向が続いている、異世代間の交流や仲間づくりが進まない状況にあります。このため、青少年の社会性、主体性を育むボランティア活動、職業体験、自然体験、スポーツ・文化芸術活動などの社会参加体験や交流が重要となっています。まちづくりに参画する大人たちが、多様な人間関係の魅力や、地域の活動に参画することによる充実感を、青少年に伝えていくことが大切です。

青少年の社会参加体験活動を支援し、あらゆる世代との交流やボランティア活動の充実を図ります。

【具体的方策】

①青少年の交流機会を充実します

青少年育成団体との連携により、学校外活動や体験学習の機会を充実し、青少年の健全な人格を形成します。

②青少年による地域ボランティア活動の充実を図ります

青少年が講座イベントの企画・運営にかかわり、体験することによって、その学習の成果を地域で生かす人材を育成します。また、青少年によるシニア世代へのＩＣＴに関するスマートフォンやパソコン操作等の講座を支援します。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 自分が成長し自立したと感じる二十歳のつどい参加者の割合	—	97.0%
② 学習成果を還元している市民の割合	26.6%	29.0%
③ 生涯学習ボランティア登録者数	311人	360人

(4) 地域子育て資源の活用を図ります

「子育てのまちづくり」の観点からは、地域の自然・文化・人材を再発見して活用することが重要な課題となっています。

遊びやスポーツを通した豊かな経験が、子どもたちの社会性を育み、ふるさとの文化や歴史を知ることで、郷土愛が醸成され、ふるさと佐野を創造していく心を育みます。

地域の子育て資源の活用を通して、子どもたちがスポーツに親しむ活動や、地域の文化を受け継ぎ、次の世代に伝える活動を支援します。

【具体的方策】

① 子どもの地域活動を支援します

家庭や地域の教育力を活かし、子どもが幅広い世代の地域住民とかかわることのできる交流の場や、さまざまな学習機会の充実を図ります。

② 地域の人材・施設・自然等の子育て資源を再発見し、活用を図ります

子どもたちが地域の中で地域住民と、スポーツや交流活動を行う場を提供します。

また、市民が学習成果をボランティア活動の中で、地域社会に活かせる施策を開けします。

③ 学校部活動の地域展開を支援します

地域のスポーツ・文化団体等と学校との連携により、地域の指導者を確保し、学校施設を活用することで、生徒がスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保することを目指します。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 三世代交流事業参加者数	809 人	1,000 人
② 学校支援ボランティア登録者数（単年度）	1,133 人	1,180 人
③ 休日の全ての部活動指導が毎週地域クラブ活動として実施できた中学校・義務教育学校	—	8 校

(5)市民・学校・行政の協働を推進します

「子育てのまちづくり」においては、学校と地域社会相互の連携が求められています。学校は、子どもの生活の場であるとともに、生涯にわたって学ぼうとする意欲を育てる場でもあります。市民にとって学校が果たす役割は「生涯学習拠点」や「まちづくり拠点」として重要であるとともに、「子育てのまちづくり」推進への役割も期待されています。また、学校と地域の連携によって、地域の教育力の向上や、学校を核とした地域の活性化にもつながります。

【具体的方策】

①生涯学習の基礎をつくる学校教育を充実します

義務教育期間は、子どもたちの生涯にわたる学びのための「基礎・基本」として重要な期間です。多様性をもった特色ある学校教育を行い、自主性と創造性に富む社会に通じる人間形成を目指します。

②家庭・学校・地域の連携・融合を進めます

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、学校運営協議会と学校地域応援団（地域学校協働本部）の運営により、家庭・学校・地域社会が協力し合い、子どもたちを対象とした生活体験、地域活動、交流の機会を設け、基本的な生活習慣を身につけ、他者とのかかわりの中で社会性や人間性を育むことができる持続可能な地域社会づくりを目指します。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 学校支援ボランティア登録者数（単年度）	1,133 人	1,180 人
② 放課後子ども教室登録児童数	452 人	700 人
③ コミュニティ・スクールに関する研修への 参加者数（教職員・学校運営協議会委員） (単年度)	—	50 人

(6)子どもの居場所づくりに取り組みます

令和4年に厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」によると、現在の日本では9人に1人の子どもが貧困状態にあります。子どもの貧困は子どもから自己肯定感を奪うだけでなく、教育格差を生み出し、将来の所得にも影響し、次の世代の貧困へと連鎖しがちです。これらの解決には、学校や家庭で得られない居場所や仲間づくりの機会を作り出すことにより、「自分の存在を認めてもらえる」ということが重要になります。その居場所で自分の存在が認められる体験をした子どもたちが、家庭や地域、職場など、今後の社会の多様な場で居場所を作り出す担い手になっていきます。

貧困状態にある子どもたちの居場所づくりや、新たに居場所を創り出す人材を育成するための支援を図ります。

【具体的方策】

①子どもたちの居場所づくりを支援します

学校や家庭で得られない、居場所や仲間関係づくりの場や機会を提供します。家庭、学校、地域に居場所を創り出すことを目指します。

②新たな居場所を創り出す人材を育成するための支援を図ります

自分の居場所を見つけ、自分の存在を認めてもらえる、という体験をした子どもたちが成長し、新たな居場所を創り出す担い手になれるよう支援します。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 中・高・義務教育学校生ボランティア研修会実施日数	6日	6日
② 中・高・義務教育学校生のボランティア研修会及び研修外ボランティア活動への参加者数	267人	270人
③ 放課後子ども教室交流研修会参加者数	37人	100人

3 幅広い生涯学習を支援します

(1)市民研究活動の促進と高等教育・行政機関との連携を図ります

幅広い生涯学習を活性化するためには、高等教育機関やNPOなどの団体が持つ研究資源を活用することが必要です。それによって学習活動の質が高まり、その成果が還元されることで、市民の研究活動はさらに活性化します。

また、公開講座なども含めて、専門的な指導・助言などが得られるよう、関係機関との連携を促進します。

さらに、今日の科学・技術の急激な進展に伴って、仕事に生かすための新しい知識やスキルに関する教育を社会に出た後も受け直すことが必要になっています。このような地域経済の次世代を担う現役世代のスキルアップ等に関するリカレント教育についても重視して取り組みます。

【具体的方策】

①高等教育機関との連携を図ります

市民の求める高度な学習内容に対応するため、行政と高等教育機関との連携協力による学習機会を充実します。

②他自治体や民間団体との連携を図ります

地域におけるさまざまな活動や、市民の学習ニーズに応える学習活動を展開するため、近隣自治体や親善都市、民間市民団体等との連携を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 連携している大学・高校等	—	18 校
② 自治体、教育機関、企業等との協定数	—	270 件

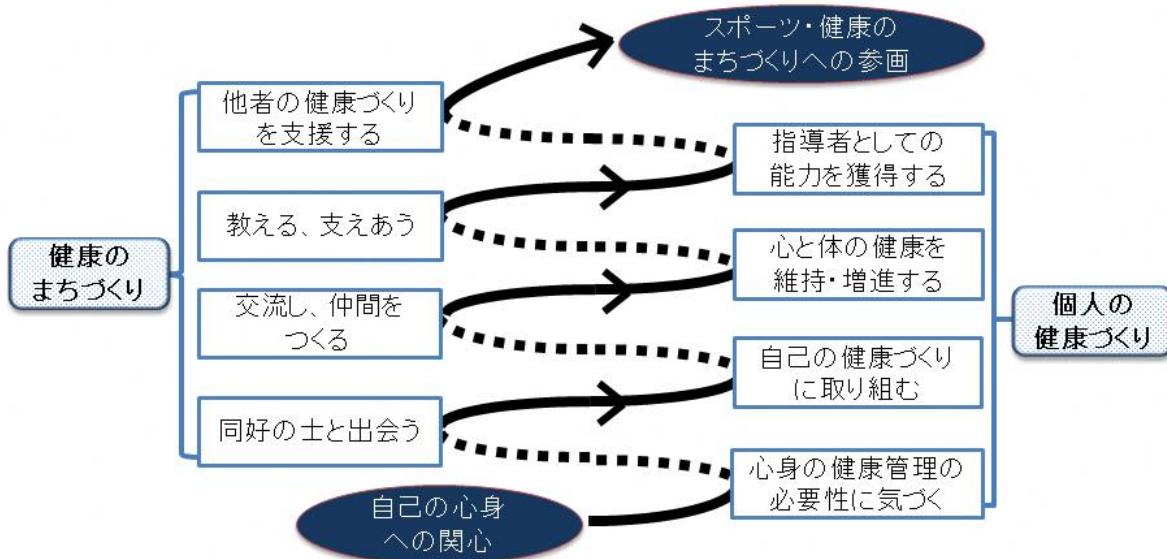
(2) スポーツ・健康・趣味・教養分野における仲間づくり活動を推進します

スポーツや健康づくり活動は、生涯にわたって取り組むことが望ましいものです。すべての市民が、体力などに応じて日常的に、スポーツ・健康づくりを生活に取り入れることで、体力の維持や健康増進につながり、心身ともに豊かな生活を実現することができます。

またスポーツや健康づくり活動を通じた人と人との交流は、人々が生き生きとし、地域の一体感を醸成し、地域コミュニティ活性化の役割も果たします。

そのため気軽にできる趣味・教養の分野も含めて、それらが「まちづくりへの参画」に結びつくよう支援します。

図4 個人の健康づくりからスポーツ・健康の仲間づくり・まちづくりへの発展過程



【具体的方策】

①健康づくりのための学習と仲間づくりを進めます

生涯を通じて心身の健康を保つため、健康学習の推進及びスポーツやレクリエーション活動に参加できる機会を提供し、仲間づくりを進めます。

②生きがいや新たな出会いの場をつくるための学習機会を充実します

生涯にわたり、心豊かで健康な生活を送るために、生きがいや新たな出会いの場をつくるための学習機会を充実します。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 健康づくりに取り組んでいる市民の割合	72.6%	81.0%
② 週に1回以上スポーツ・レクリエーションに親しんでいる市民の割合	40.2%	50.0%
③ 生きがいを持って生活している高齢者の割合	77.5%	83.5%

(3)生涯学習施設の充実と有効活用を図ります

市民の学習意欲の高まりや、学習ニーズの多様化・高度化に対応し、市民の主体的な学習を促進していくためには、生涯学習施設の充実と有効活用が必要です。

生涯学習施設には、公民館や図書館、美術館などの社会教育施設や、人的交流の場であるコミュニティ施設、社会福祉施設、社会体育施設なども含まれます。これら市内にある生涯学習施設を結びつけ、それぞれの機能を相互に補完する施設のネットワーク化が重要です。また、すべての市民が安全に利用しやすい施設にしていくため、バリアフリーやユニバーサルデザイン（年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすいうように設計された製品や建物・環境等）を取り入れて、施設環境の整備を図ることも重要になります。

生涯学習施設は地域における「出会いと学び」を住民の中に組織し、住民自らが地域社会をつくり、担うことで、「まちづくり」のプラットフォームの役割を果たしているといえます。

拠点間で柔軟に横断的交流・連携を図ることで、人と人とのつながりを強くし、市民と行政が協働して学習・参画活動を推進し、より活用しやすい施設にしていくことで、市民の活発な学習活動を支援します。また、新たな拠点として、生涯学習センターの設立も検討していきます。

【具体的方策】

①生涯学習施設の機能を高め、活用を促進します

市民が行う多様で自主的な学習や交流を支援・促進するため、学習メニューの充実を図り、生涯学習施設の機能を高めます。

②生涯学習資源の活用を図り、連携に努めます

市内にある社会教育施設や社会体育施設、社会福祉施設などを含めた生涯学習施設の有効活用を図り、連携に努めます。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 学習メニュー数	621 メニュー	670 メニュー
② 生涯学習の環境が整っていると感じる市民の割合	42.7%	44.7%

(4)学習情報提供・相談事業を充実します

市民一人ひとりが自由に学習情報を得ることができるようにするためにには、講座やイベント、場・団体・指導者・ボランティアなどの学習情報を必要に応じて見つけられるシステムが必要です。新鮮で、正確で、わかりやすい情報を、いつでも、どこでも提供できることが望まれます。

そのため、学習相談体制を整え、相談者の求めに応じた学習内容や、学習方法を提供できる環境の充実に努めます。

【具体的方策】

①学習情報の提供を充実します

市民が身近なところで、自分にもっとも適した学習を選び、効率的で効果的に活動できるよう、広報さの、市ホームページ、市SNS等により、情報の提供を行います。

②学習相談体制を整えます

市民が生涯学習に取り組むきっかけづくりや、学習の進め方、学習支援などについて相談する機会の充実を図っていきます。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 市政情報が提供されていると認識している市民の割合	68.8%	76.0%
② 学習成果を還元している市民の割合	26.6%	29.0%

(5) 多様化する学習ニーズに対応した学習機会を提供します

現代の代表的な学習課題として、情報化・国際化・人権問題・環境問題など、急速な社会の変化に伴うさまざまな問題があります。それらを解決するためには、仲間と共に学び、問題を共有し、実践活動につなげていくことが大切です。

また、大規模な自然災害や感染症を経験し、今までどおりの学習活動ができない状況もあり、オンラインなどを有効に活用した、新しい学習の方法も求められています。市民のニーズや社会の変化に対応した学習機会の提供に努めます。

【具体的方策】

① 学習ニーズを把握し、現代的課題に対応する学習を充実します

多様化する市民の学習ニーズを把握し、さまざまな問題に対応するための学習機会を提供することにより、市民が学習の成果をまちづくりに反映できるよう支援します。

② I C T を活用した新しい学習機会を提供します

対面で人と人とのふれあうことが難しい環境においても、オンラインを利用した講座や体験などの学習機会の充実により、何かを学びたいという市民のニーズに応えます。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 市政情報が提供されると認識している市民の割合	68.8%	76.0%
② 講座の内容が充実していると感じる受講者の割合	96.8%	98.0%
③ インターネット利用割合	87.4%	90.0%

(6)学習成果を生かした活動を充実します

市民が自己の学習を深め、ほかの人々と学習活動を支え合い、さらに新たな学習者を誘うことによって、学びの循環が生まれます。このようにして、学習をした人が、その学習成果を生かして生涯学習のまちづくりに参加することは、「学習成果の社会還元」につながります。行政には、学習成果を地域社会に還元するための人材活用や、活躍の場を整備する役割が求められます。

市民と行政が一体となって「生涯学習によるまちづくり」の課題を共有し、学びあうための機会の充実を図ることが、学習成果の社会還元につながっていきます。

【具体的方策】

①学習成果を発表する機会を充実します

市民がやりがいを感じながら学習を深め、多くの人々の学習活動を支え、新たな仲間を誘うきっかけをつくるために、取り組んでいる学習成果の発表をする機会を充実します。

②学習成果を生かした活躍を支援します

市民がまちづくりに参加するための、学習の成果を生かす人材活用や活動の機会を整備し、生涯学習活動の指導者を育成・支援していきます。

【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 学習成果を還元している市民の割合	26.6%	29.0%
② 生涯学習ボランティア登録者数	311人	360人

(7)生涯学習を総合的に支援する体制を充実します

本計画のメインテーマである「『私』の樂習から始まる参画と協働」を効果的に推進するためには、各部署がこれを「わが事」として取り組むような総合行政として支援していくことが必要です。そのためにはすべての部署が連携し、一体となって生涯学習推進体制を整えることが重要です。

また、「生涯学習によるまちづくり」を実現し、豊かな地域社会を形成するためには、市民や企業・NPOなどの民間団体と連携し、力をあわせて事業を展開したり、活動したりすることが大切になります。

行政は市民と協働し、全庁的な推進組織の機能の充実を図り、さまざまな施策の総合的で効果的な推進に努めます。

【具体的方策】

①全庁的な生涯学習推進体制を充実します

総合行政として生涯学習を支援していくために、すべての部署が連携し、一体となって生涯学習に関する施策を総合的かつ体系的に推進していくための体制を整備し、充実を図ります。

②生涯学習に関する普及・啓発・情報提供に努めます

市民との連携によって行われる「生涯学習によるまちづくり」を実践するため、市民の学習動向を的確に把握し、学習機会の充実や、学習情報の提供、普及・啓発に努めます。

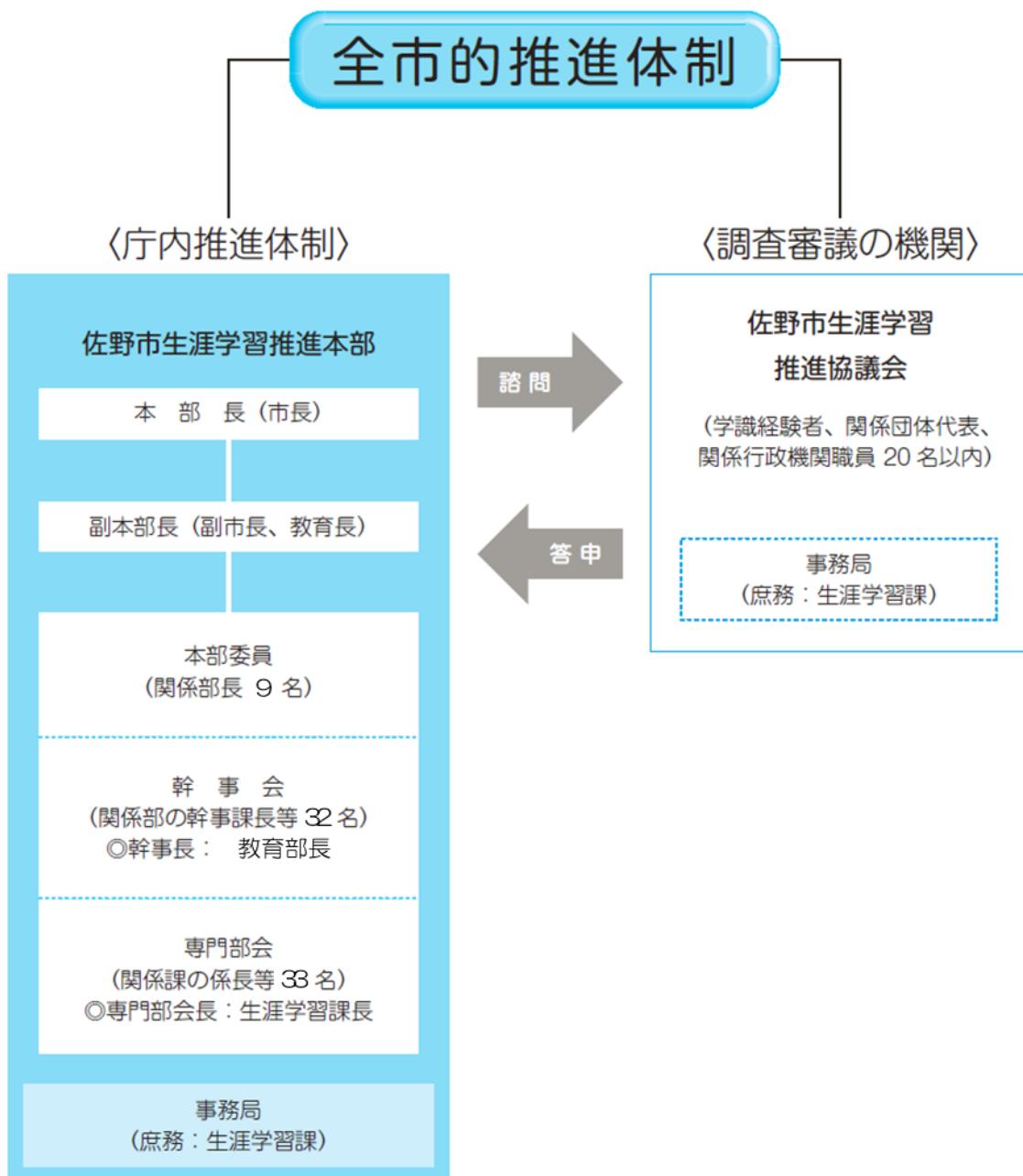
【主な成果指標】

成果指標	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
① 学習メニュー数	621 メニュー	670 メニュー
② 生涯学習の環境が整っていると感じる市民の割合	42.7%	44.7%
③ 市政情報が提供されていると認識している市民の割合	68.8%	76.0%

IV 計画の推進

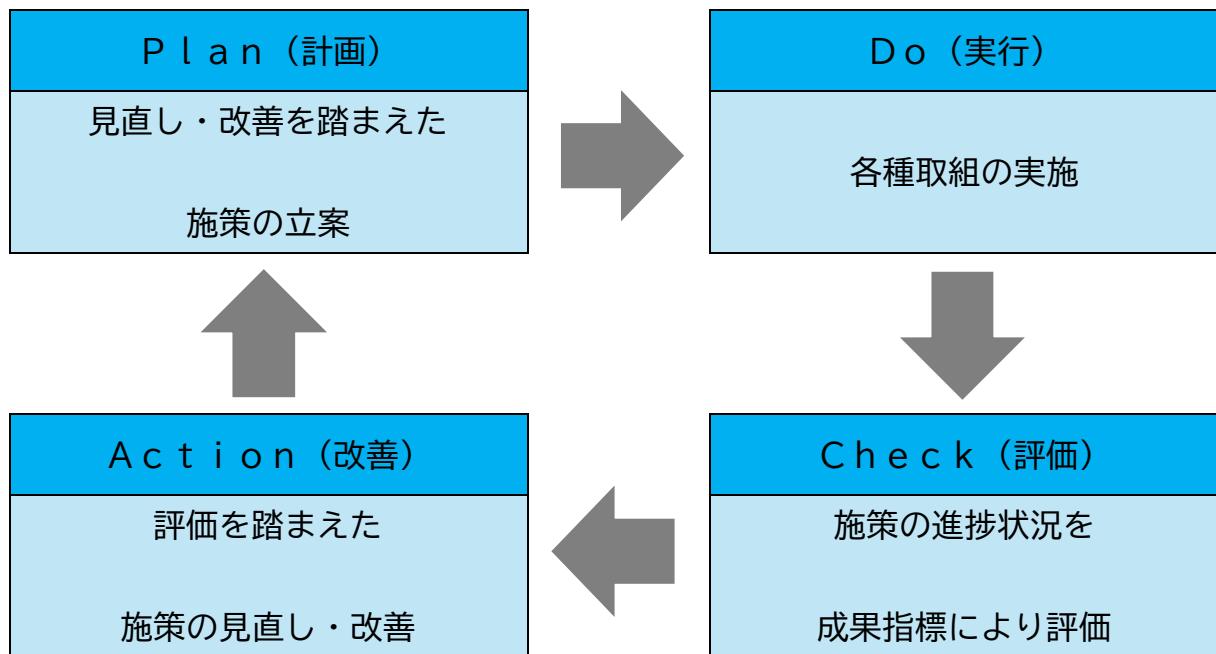
1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、生涯学習課が事務局となり、佐野市生涯学習推進協議会をはじめ、関係各課と連携し、全市的に対応していきます。



2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、生涯学習課を事務局とし、それぞれの施策の進捗状況を佐野市生涯学習推進協議会に報告するとともに、佐野市生涯学習推進本部で施策の評価・見直し・改善を図ることにより、計画の推進を図ります。



参考資料

1 第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画策定の経緯

期 日	会 議 内 容 等
令和7年 3月6日	生涯学習アドバイザーとの協議 ・第2次佐野市生涯学習推進中期基本計画策定時の流れとスケジュールの確認 ・第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画の追加・修正候補について
3月21日	生涯学習アドバイザーとの協議 ・第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画策定のスケジュールについて ・第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画の基本方針について
6月4日	後期基本計画策定アドバイザーとの協議 ・第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画策定に係る今後のスケジュールについて ・第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画策定に関する現在の進捗状況の確認と内容検討
7月7日	令和7年度第1回佐野市生涯学習推進協議会の開催 ・市長からの諮問 ・後期基本計画の策定に関する説明について ・後期基本計画への意見聴取
8月26日	令和7年度第2回佐野市生涯学習推進協議会の開催 ・第2次佐野市生涯学習推進中期基本計画令和6年度実績値報告について ・市長への答申について
9月4日	第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画の策定にかかる施策の方向性について市長へ答申
9月11日	後期基本計画策定アドバイザーとの協議 ・第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画策定に係る今後のスケジュールについて ・第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画（案）について
10月3日	令和7年度第1回佐野市生涯学習推進本部幹事会の開催 ・第2次佐野市生涯学習推進中期基本計画の成果指標達成状況の報告について ・第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画（案）について
10月23日	令和7年度第1回佐野市生涯学習推進本部会議の開催 ・第2次佐野市生涯学習推進中期基本計画の成果指標達成状況の報告について ・第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画（案）について
11月4日 ～10日	令和7年度第2回佐野市生涯学習推進本部会議・幹事会合同会議（書面会議）の開催 ・第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画（案）について
令和8年 1月 日 ～2月 日	パブリックコメントの実施

2 第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画の策定にかかる施策の方向性についての質問・答申

佐生学発第175号
令和7年7月7日

佐野市生涯学習推進協議会長様

佐野市長 金子 裕

第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画の策定にかかる施策の方向性について（質問）

本市では、令和元年度より第2次佐野市生涯学習推進基本構想を策定し、生涯学習の推進を図ってまいりました。

このたび、第2次佐野市生涯学習推進中期基本計画が令和7年度で完了することに伴い、急速に変化する社会情勢や家庭環境などを考慮し、令和8年度からの第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画を策定し、今後4年間の「樂習と参画のまち佐野」における「学びあいと支えあい」の方向性を示していきたいと考えております。

つきましては、第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画を策定するに当たり、佐野市生涯学習推進協議会条例（平成17年佐野市条例第102号）第1条の規定により、施策の方向性について質問します。

令和7年9月4日

佐野市長 金子 裕様

佐野市生涯学習推進協議会
会長 小林貴代

第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画の策定にかかる施策の方向性について（答申）

令和7年7月7日付け、佐生学発第175号で諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

答申書

佐野市生涯学習推進協議会は、各委員の知見や経験、専門的な幅広い視点からの意見を基に審議した結果、次のとおり答申します。

【後期基本計画の基本的観点】

生涯学習とは、人々が、生涯のいつでも、どこでも、自由に行う学習活動のこと で、学校教育や、公民館における講座等の社会教育などの学習機会に限らず、自分から進んで行う学習やスポーツ、文化芸術活動、趣味、ボランティア活動などにおけるさまざまな学習活動のことをいいます。生涯学習は、自己の充実・啓発や生活の向上等のため、必要に応じて、各人が自発的意思に基づき、自己に適した手段・方法により行われており、その内容は文化芸術活動やスポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動から、職業や資格に関する学習、趣味等の習い事など、多岐にわたります。

さらに、佐野市においては、生涯学習のもう一つの側面である自己の充実とともに、人々が地域で学びあい支えあって、佐野市をよりよいまちにしようとするこ とが重要であると考えています。そのため、「『私』の樂習から始まる参画と協働」というキャッチフレーズのもとに「第2次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画」「中期基本計画」を策定、推進してきました。「第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画」においても、この側面を重要視する必要があります。

ここで「樂習」とは「楽しく学習する」という意味の造語です。「樂」は「ラク」という意味ではなく、「本当の楽しさ」という意味を持っています。生涯学習は個人の自発的意思による自由な活動であり、これを楽しく行うことを佐野市では「樂習」と表現しています。

このように、本基本構想は、個人の自由な自己形成と佐野市の参画・協働による社会形成をつなぐものとして生涯学習を位置づけた点に、大きな特徴があります。

この考え方は、われわれ佐野市生涯学習推進協議会のメンバーのワークショップによって文案が作成された「樂習と参画のまち佐野」都市宣言（平成19年12月25日）に表されています。この宣言では、個人の充実と佐野市のまちづくりの望ましい関係について、次のように述べています。

私たち佐野市民は、ひとりひとりが樂習をとおして個人として深まり、その個性を生かし、協働して佐野のまちづくりに参画します。たがいに自分らしさを認めあい、支えあい、はぐくみあう仲間をつくります。まちづくりへの参画のなかで、自分らしさを佐野のまちに咲かせます。

佐野市の生涯学習活動においては、このようにして、個人としての自己の充実と、地域の人々の学び合いと支え合いが展開されてきました。

現在、本協議会は、今後4年間の計画期間を通して、まちづくりへの参画・協働、子育て・青少年のまちづくりの推進、幅広い生涯学習の支援をさらに充実させ、「私」の樂習から始まる参画と協働を実現するよう提言します。

このようなとき、地域の多様な人々の暮らしと仕事に根ざした、市民自治のための学び合いと支え合いが、今まで以上に強く求められています。そのために、公民館等生涯学習拠点において、樂習講師等の指導者の充実などにより、多様な市民活動の入り口や交流の土台としての総合的機能を發揮することが求められます。

【生涯学習の新しい動向への対応】

1 市民のウェルビーイングの重視

ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを指す概念です。単に病気でないだけでなく、幸福で満たされた状態を意味します。WHO（世界保健機関）が健康の定義に用いたことで広まり、近年ではビジネスや教育など、様々な分野で注目されています。

個人的な事柄として限定的にとらえられるがちな「幸福感」が、社会的なウェルビーイングとしての人間関係、社会とのつながり、所属感、貢献感に支えられることに注目する必要があります。

佐野市の樂習は、身体的、精神的なウェルビーイングとともに、「学びあいと支えあい」と「まちづくり活動」によって、市民一人一人の社会的なウェルビーイングを充実させるものとして重視して推進する必要があります。

2 学校地域応援団等の活性化

地域学校協働活動は、平成29（2017）年3月の社会教育法の改正により、法律に位置付けられました。そこでは、従来の地縁団体だけではなく、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となるとされています。

佐野市においても、地域学校協働本部（学校地域応援団）等の活性化により、持続可能な地域社会づくりを目指しています。そこでは、まちや社会をよりよくするため主体的に関わる子どもを育てる必要があります。

3 ICT（情報通信技術）の活用

デジタル技術の活用により、オンライン学習プラットフォームやA.I.を活用した学習教材など、時間や場所にとらわれずに学習できる環境が整いつつあります。

佐野市においても、必要な情報やサービスを手軽に活用できる高度情報通信ネット

トワークを利用し、楽習情報の提供、交流を図るほか、楽習教材をアーカイブ化して提供することにより、「いつでもどこでもだれでもなんでも」の生涯学習の実現に資することが期待できます。

【その他、協議会委員からの意見等】

① まちづくりへの参画・協働の支援に関して

- ◆ シニア世代の地域デビューのためには、移動手段が確保されないと参加できない高齢者もいる。そのほか、学習環境の整備・充実が必須である。
- ◆ 地域参画促進のため、メニュー充実と情報の提供に努める。情報発信することにより、参画動機を高める可能性を増やせる。

② 子育て・青少年のまちづくりの推進に関して

- ◆ 青少年のシニア世代へのICTに関連する講座の支援として、たとえば、高校生や大学生によるスマホ・PC操作の支援が考えられる。
- ◆ 中学校の部活動が地域クラブ活動に移行するので、新しいスポーツ、文化クラブを立ち上げ、中学生に限らず子どもたちの居場所として活動できるようにする。子どもは地域の宝ということを地元企業にもご理解いただき、経済面、指導者の派遣等にご協力いただき、家庭や学校だけでなく地域全体で子どもを育てるようにする。佐野市が子育てしやすい町になれば、佐野市の人口減少に少し歯止めをかけることができる可能性はある。
- ◆ ふるさと佐野に愛着を感じられるようなクラブなどを作ることにより、若者に佐野の魅力を感じてもらい、進学等で一旦佐野を離れても戻って来て住み続けたい、そんな思いを持ってもらえるようにする。
- ◆ 学校内に不登校支援として、サポートルームを置く学校も増えてきているが、人材が不足している。市教育委員会もアクティブや、マイルームを設置しているが、図書館、公民館、行政センターなどでも居場所としての環境や人材育成の場になると良い。

③ 幅広い生涯学習の支援に関して

- ◆ 地域文化・芸術を把握し、拠点化を図るとともに、情報を提供し、学習機会を支援する。
- ◆ 令和7（2025）年9月より、佐野市内の中学校・義務教育学校後期過程において、「部活動の地域展開」が土日の月2日行われる計画である。中学校部活動の地域クラブ活動移行は生涯学習推進のチャンスである。地域に新しいスポーツ、文化クラブができる、中学生を中心に子どもから大人まで様々な年齢層の市民が指導者、スタッフ、選手、部員等様々な立場でクラブに参加し、地域の企業や個人が一体となってスポーツや文化活動を支援する。佐野市全体でス

ポーツ、文化活動を応援すれば、つながりが広がり、生活を豊かにする生涯学習の推進が実現される。

上記について、生涯学習推進の重要な背景として認識し、後期基本計画の策定を進めていただきたい。

3 佐野市生涯学習推進協議会条例

佐野市生涯学習推進協議会条例

平成 17 年 2 月 28 日

条例第 102 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、生涯学習の推進に関し必要な事項を調査審議させるため、佐野市生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 生涯学習の推進に関すること。
- (2) 生涯学習の基本的施策及び課題に関すること。
- (3) その他生涯学習に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠
委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 2 月 28 日から施行する。

4 佐野市生涯学習推進協議会委員名簿

【令和8（2026）年3月末現在】

区分	団体名等	委員氏名	備考
3条2項1号	学識経験者	小林貴代	会長
	学識経験者	須藤敏夫	
	学識経験者	青木夕賀子	副会長
	佐野日本大学短期大学	大熊信成	
	学識経験者（元聖徳大学教授）	西村美東士	
3条2項2号	佐野市社会教育委員	勅使川原藤江	
	中央公民館サークル連絡協議会	前川潔	
	佐野市スポーツ協会	齋川勝	
	佐野市町会長連合会	戸室克美	
	男女共同参画ネットワークさの	東好章	
	佐野市PTA連合会	田中陽二郎	
	佐野市子ども会連合会	島田厚市	
	(一社)佐野青年会議所	佐山雅人	
	佐野市ボランティア協会	廣瀬幹雄	
	佐野市文化協会	村田安旦	
3条2項3号	佐野市立中学校長会	関口純一	
	教育部長	川村大	

5 佐野市生涯学習推進本部設置要綱

佐野市生涯学習推進本部設置要綱

平成 23 年 11 月 14 日
教育委員会訓令第 5 号

(設置)

第1条 生涯学習を総合的かつ計画的に推進するため、佐野市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習の推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の原案の作成に関すること。
- (2) 基本構想に即して計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）の原案の作成に関すること。
- (3) 基本計画に係る施策（以下「施策」という。）の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (4) 施策の実施状況の評価及び改善に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関し必要があると認める事務

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長を、本部員は別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ定める順序でその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 本部は、基本構想及び基本計画の素案を作成し、及び施策の実施状況の調査及び分析を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想及び基本計画の素案を作成し、これを本部に提出すること。

- (2) 施策の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を本部に報告すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想及び基本計画に関し本部が指定する事務を行い、その結果を本部に報告すること。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は教育部長を、副幹事長は生涯学習課長を、幹事は別表第2に掲げる職員をもつて充てる。
- 5 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 6 副幹事長は、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 前条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、同条第1項中「本部長」とあるのは、「幹事長」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第7条 幹事会は、施策に関する専門の事項の調査研究を行うため、当該事項ごとに専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) それぞれの専門の事項を調査研究し、その結果を幹事会に報告すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、それぞれの専門の事項に関し幹事会が指定する事務を行い、その結果を幹事会に報告すること。
- 3 それぞれの専門部会は、生涯学習課長及び別表第3に掲げる職員を充てる専門部会員のうちから幹事長が指名する者をもって組織する。
- 4 それぞれの専門部会に専門部会長を置き、生涯学習課長がこれに当たる。
- 5 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 6 専門部会長に事故があるときは、専門部会長があらかじめ指名する専門部会員がその職務を代理する。
- 7 第5条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条第1項中「本部長」とあるのは、「専門部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月28日教委訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日教委訓令第2号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日教委訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月28日教委訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日教委訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日教委訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日教委訓令第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日教委訓令第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日教委訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月23日教委訓令第7号）

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日教委訓令第4号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日教委訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日教委訓令第3号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総合政策部長 行政経営部長 市民生活部長 こども福祉部長 健康医療部長 産業文化スポーツ部長 都市建設部長 上下水道局長 教育部長

別表第2（第6条関係）

政策調整課長 広報ブランド推進課長 行政経営課長 危機管理課長 人事課長 デジタル推進課長 市民生活課長 環境政策課長 気候変動対策課長 人権・男女共同参画課長 社会福祉課長 障がい福祉課長 こども政策課長 こども課長 いきいき高齢課長 介護保険課長 健康増進課長 産業政策課長 農政課長 農山村振興課長 文化推進課長 観光推進課長 スポーツ推進課長 都市計画課長 企業経営課長 下水道課長 教育総務課長 学校適正配置課長 学校管理課長 学校教育課長 教育センター所長 文化財課長

別表第3（第7条関係）

政策調整課政策調整係長 広報ブランド推進課広報・地域連携係長 行政経営課行政経営係長 危機管理課防犯係長 人事課人事係長 デジタル推進課情報管理係長 市民生活課生活安全係長 環境政策課環境係長 気候変動対策課気候変動対策係長 人権・男

女共同参画課人権推進係長　社会福祉課福祉総務係長　障がい福祉課障がい福祉係長
こども政策課こども政策係長　こども課こども育成係長　いきいき高齢課高齢福祉係長
介護保険課介護サービス係長　健康増進課地域医療係長　産業政策課産業政策係長　農政課農政係長　農山村振興課農山村振興係長　文化推進課文化推進係長　観光推進課観光推進係長　スポーツ推進課スポーツツーリズム係長　都市計画課計画係長　企業経営課経営企画係長　下水道課下水道計画係長　教育総務課総務係長　学校適正配置課適正配置推進係長　学校管理課学校管理係長　学校教育課学務係長　教育センター副主幹　生涯学習課社会教育係長　文化財課文化財保護係長

6 「楽習と参画のまち佐野」都市宣言

「楽習と参画のまち佐野」都市宣言

私たち佐野市民は、ひとりひとりが楽習をとおして個人として深まり、その個性を生かし、協働して佐野のまちづくりに参画します。たがいに自分らしさを認めあい、支えあい、はぐくみあう仲間をつくります。まちづくりへの参画のなかで、自分らしさを佐野のまちに咲かせます。

私たちはふるさとを守り、はぐくみます。家庭、地域、学校、職場のなかで、世代や価値観の違いを超えた心の交流を広め、安全で安心なまちをつくります。子育てのなかで親が育ち、こどもが愛されて育つまちをつくります。

私たちは佐野のもつすばらしい自然と文化を学びます。ふるさとの自然を守り、ふるさとから文化を発信します。

ここに佐野市を「生涯学習都市」とすることを宣言します。

平成19年12月25日
佐野市

第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画

令和8（2026）年3月

発行 佐野市

編集 佐野市教育部生涯学習課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

T E L 0283-20-3109

F A X 0283-20-3032

E-mail gakusyu@city.sano.lg.jp

U R L <https://www.city.sano.lg.jp>